

平成 30 年度 米原市グリーン購入調達方針

「米原市グリーン購入基本方針」4に基づき、次のとおり、平成 30 年度米原市グリーン購入調達方針(以下「調達方針」という。)を定める。

1 調達の方針

物品および役務(以下「物品等」という。)の調達の方針は、次のとおりとする。

- (1) 必要性や必要量を十分検討し、調達総量の抑制に努める。
- (2) この調達方針に定めるもののほか、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の基準に適合したもの、別表「主な環境ラベル」に掲げる環境ラベリング制度の認証を受けた環境ラベル等が付されているもの、およびその他環境に配慮したものであることが証明されているものの調達に努める。
- (3) 物品等の包装は可能な限り簡易で、再生利用や廃棄時の負荷低減についても配慮されているものの調達に努める。

2 平成 30 年度重点物品等について

平成 30 年度の重点物品等およびその判断基準は次のとおりとし、その調達目標は 80%以上とする。また、判断基準のほか、より配慮することが望ましいものの調達に努めることとする。ただし、基準を満たす物品等の購入が著しく困難な場合や該当物品等を採用することが適当でないと所属長が判断した場合は、調達目標の算定から除外するものとする。

※判断基準：市が定めるグリーン購入適合物品等であるための基準

配慮事項：配慮することが望ましい事項

(1) 紙類

品 目	判断基準	配慮事項
コピー用紙 印刷用紙	○総合評価値 80 以上 ○バージンパルプが使用される場合は、合法性が担保されていること。 ○製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。	○古紙パルプ配合率が可能な限り高いこと。 ○バージンパルプが原料の場合は、原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。

トイレットペーパー	○古紙パルプ配合率 100% ○ノンコアシングルロール ○無着色、無香料、白色度が過度に高くないこと。	
ティッシュペーパー	○古紙パルプ配合率 100%	

(2) 文具類

対象とする文具類は、基本方針に定められた特定調達品目とする。

なお、個別に判断基準が設けられているもののうち、その基準に記載されていない事項については、文具類共通の基準を適用する。

品 目	判断基準	配慮事項
文具類共通	<p>【主要材料がプラスチック】 ○再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上。(ポストコンシューマ材料の場合はプラスチック重量の 20%以上)</p> <p>【主要材料が木】 ○間伐材、端材等の再生資源または合法材</p> <p>【主要材料が紙】 ○古紙パルプ配合率 50%以上 ○バージンパルプが使用される場合は、合法性が担保されていること。</p>	○古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。
シャープペンシル	*文具類共通の基準を適用	○残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯 消しゴム 事務用修正具(液体) 絵の具、墨汁	*判断の基準は容器に適用	
ボールペン	○文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。	
マーキングペンのり OA クリーナー(液タイプ)	*判断の基準は容器に適用	○消耗品等が交換または補充できること。

<p>スタンプ台 朱肉 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) ブックスタンド OA クリーナー(ウェットタイプ) 絵筆</p>	<p>【主要材料がプラスチック】 ○再生プラスチック配合率 70%以上 (ポストコンシューマ材料の場合は 35%以上)</p> <p>【主要材料がプラスチック以外】 ○文具類共通の基準を満たすこと。</p>	<p>○インクまたは液等の内容物が補充できること。 ○消耗品が交換できること。</p>
<p>印章セット</p>	<p>*文具類共通の基準を適用</p>	<p>○液が補充できること。</p>
<p>ステープラ ステープラ針リムーバー はさみ 鉛筆削(手動)</p>	<p>*文具類共通の基準を適用</p>	<p>○再使用、再生利用または適正廃棄を容易に行えるように、分離または分別の工夫がされていること。</p>
<p>クラフトテープ 両面粘着テープ</p>	<p>○テープ基材については、古紙パルプ配合率 40%以上</p>	
<p>粘着テープ(布粘着)</p>	<p>○テープ基材については、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上</p>	
<p>製本テープ</p>	<p>*判断の基準はテープ基材に適用</p>	
<p>メディアケース</p>	<p>次のいずれかの基準を満たすこと。 ○主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率 70%以上(ポストコンシューマ材料の場合 35%以上) ○主要材料がプラスチック以外の場合、文具類共通の基準を満たすこと。 ○CD および DVD 用は、厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプであること。 ○植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>	
<p>OHP フィルム</p>	<p>次のいずれかの基準を満たすこと。 ○再生プラスチック配合率 30%以上 ○インクジェット用は、植物を原料とするプラスチックで環境負荷低減効</p>	

	果が確認されたものでも可	
ファイル バインダー タックラベル インデックス 付箋紙	<p>【主要材料が紙】</p> <p>○古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>【主要材料が紙以外】</p> <p>○文具類共通の判断基準を満たすこと。</p> <p>○クリアホルダーは、植物を原料とするプラスチックで、環境負荷低減効果が確認されたものでも可</p>	
つづりひも ごみ箱 リサイクルボックス	<p>【主要材料がプラスチック】</p> <p>○再生プラスチック配合率 70%以上 (ポストコンシューマ材料の場合は 35%以上)</p> <p>【主要材料が紙】</p> <p>○古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>【主要材料が上記以外】</p> <p>○文具類共通の基準を満たすこと。</p>	
ノート	<p>○古紙パルプ配合率 70%以上</p> <p>○塗工されているものは、塗工量が両面で 30 g/m²以下</p> <p>○塗工されていないものは、白色度が 70%程度以下</p>	
グラウンド用白線	○再生材料が 70%以上	
チョーク	○再生材料が 10%以上	
事務用封筒（紙製） 窓付き封筒(紙製)	<p>○古紙パルプ配合率 40%以上</p> <p>○窓部分がプラスチック製の場合、再生プラスチック配合率 40%以上使用、または植物を原料とするプラスチックで、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>	
梱包用バンド	<p>【主要材料が紙】</p> <p>○古紙パルプ配合率 100%</p> <p>【主要材料がプラスチック】</p>	

	○ポストコンシューマ材料の再生プラスチック配合率 25%以上（廃ペットボトルのリサイクル品は除く）	
ダストブロワー	○フロン類が使用されていないこと。 ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合は、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。	

(3) オフィス家具等

品 目	判断基準
椅子・机 棚	<p>【主要材料がプラスチック】</p> <p>○再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上、または植物を原料(環境負荷低減効果確認済みのもの)とするプラスチック重量比 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>【主要材料が木材】</p> <p>○間伐材、端材等の再生資源または合法材</p> <p>○ホルムアルデヒド放散速度 0.02 mg/m² h 以下</p>

(4) OA 機器

品 目	判断基準	配慮事項
コピー機等	<p>○特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>①リユースに配慮したコピー機 および複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機であること</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>○使用済製品の回収、部品の再使用または再生利用システムの構築。再使用・再生利用できない部分についての減量化、適正処理等(単純埋立の回避)</p>	<p>○分解が容易である等、材料の再使用または、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>○紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p>

プリンタ等 ファクシミリ スキャナ ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ○特定調達物品等を使用することが可能であること。 ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○分解が容易である等、材料の再使用または、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○紙の使用量を削減できる機能を有すること。
電子計算機(パソコン)	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ法トップランナー基準達成 ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ○搭載機能が簡素化され、選択可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り再生材料等を使用していること。
シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> ○待機時消費電力が 1.5W 以下であること。 ○低電力モードまたは、オフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に 10 分以下に設定されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○分解が容易である等、材料の再使用または、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー消費効率の基準を満たしていること(エコマーク認定品)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り再生材料等を使用していること。
記録用メディア (ケースに適用)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの基準を満たすこと。 ○再生プラスチック 30%以上または古紙パルプ配合率 70%以上 (バージンパルプの場合は合法性の担保) ○スリムタイプまたは集合タイプ ○植物由来のプラスチック(環境負荷低減効果確認済みのもの) 	/
電池	<ul style="list-style-type: none"> ○繰り返し使える小形充電式電池であること。 ○一次電池の場合は、アルカリ乾電池相当以上のものであること(マンガン電池でないもの)。 	/
電子式卓上計算機(電卓)	<ul style="list-style-type: none"> ○使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されるものであること(エコマーク認定品)。 ○再生プラスチック配合率 40%以上 	/

トナーカートリッジ インクカートリッジ	<p>○使用済カートリッジの回収システムがあること。</p> <p>○回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が 25%以上(トナーカートリッジのみ)</p> <p>○回収部品の再資源化率が 95%以上</p> <p>○回収部品のうち、再利用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p> <p>○トナーまたはインクの化学安全性が確認されていること(エコマーク認定品)。</p>	
------------------------	--	--

(5) 自動車

品 目	判断基準	配慮事項
自動車	<p>○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料自動車、水素自動車、<u>クリーンディーゼル自動車</u>であること。</p> <p>○ガソリン車、<u>ディーゼル車(クリーンディーゼル自動車を除く)</u>、LP ガス車の場合は、国土交通省の定める燃費基準値以上で、低排出ガス車認定(乗用車は『☆☆☆☆』以上、その他は『☆☆☆』以上)であること。</p>	<p>○再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>○植物を原料とするプラスチックまたは合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>

(6) 消火器

品 目	判断基準	配慮事項
消火器	<p>○消火薬剤の 40%以上が再生薬剤(エコマーク認定品)</p> <p>○回収や再使用、再生利用システムがあり、再使用または再生利用されない部分は適正処理されるシステムがあること。</p>	<p>○リサイクルのための設計上の工夫がされていること。</p> <p>○再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p>

		○塗料は有機溶剤および臭気が可能な限り少ないこと。
--	--	---------------------------

(7) 制服・作業服等

品 目	判断基準	配慮事項
制服 作業服	<p>次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>【ポリエステル繊維製品】</p> <p>○再生 PET 樹脂配合率 25%以上(裏生地を除く)。ただし、ポリエステルが全重量比 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ裏生地を除くポリエステル重量比 50%以上</p> <p>○再生 PET 樹脂配合率 10%以上、かつ回収・リサイクルシステムを持っていること。</p> <p>○再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>【植物原料の合成繊維製品】</p> <p>○生分解性の合成繊維(環境負荷低減効果確認済)が 25%以上、かつ回収・リサイクルシステムを持っていること。</p> <p>○非生分解性の合成繊維(環境負荷低減効果確認済)が 25%以上</p> <p>○非生分解性の合成繊維(環境負荷低減効果確認済)が 10%以上、かつ回収・リサイクルシステムを持っていること。</p>	<p>○製品の回収・再利用・リサイクルのためのシステムがあること。</p> <p>○左記以外の繊維は、可能な限り未利用繊維または反毛繊維であること。</p>
帽子	<p>次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>【ポリエステル繊維製品】</p> <p>○再生 PET 樹脂配合率 25%以上</p> <p>○再生 PET 樹脂配合率 10%以上、かつ回収・リサイクルシステムを持つ</p>	<p>○可能な限り竹繊維、未利用繊維または反毛繊維であること。</p>

	<p>ていること。</p> <p>【植物原料の合成繊維製品】</p> <p>○植物を原料とする合成繊維配合比で環境負荷低減効果が確認されたものが 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上 であること。</p> <p>○植物を原料とする合成繊維配合比で環境負荷低減効果が確認されたものが 10%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上 であること、さらに回収・リサイクルシステムを持っていること。</p>	
靴	<p>次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>【甲部がポリエステル繊維製品】</p> <p>○甲材の繊維部分全体重量比再生 PET 樹脂 25%以上。ただし、ポリエステルが 50%未満 の場合は、繊維部分全体重量比再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつポリエステル重量比 50%以上</p> <p>○再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比 10%以上</p> <p>【甲部が植物原料の合成繊維製品】</p> <p>○環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 10%以上</p>	<p>○同上</p> <p>○甲部または底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、植物を原料とするプラスチックまたは合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。</p>

(8) 作業手袋

品 目	判断基準	配慮事項
作業手袋	<p>主要材料が繊維（天然繊維および化学繊維）の場合は、次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>【ポリエステル繊維製品】</p>	<p>○未利用繊維または反毛繊維が可能な限り使用されていること。</p> <p>○漂白剤を使用してい</p>

	○再生 PET 樹脂配合率 50%以上 ○ポストコンシューマ繊維 50%以上 ○未利用繊維 50%以上 【植物原料の合成繊維製品】 ○環境負荷低減効果が確認されたものが 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 10%以上	ないこと。
--	--	-------

(9) 役務

広報紙等の冊子類は、コスト等を勘案し、可能な範囲で取り組むものとする。

品 目	判断基準
印刷	○印刷用紙の総合評価値 80 以上(冊子の表紙は除く) ○印刷用紙の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で容易に確認できること。 ○紙へリサイクルしやすい資材で作成し、印刷物へのリサイクル適性の表示がされていること。 ○オフセット印刷の場合は、植物由来の油を使用したインキが使用されていること。

※委託業者には、「【様式 1】資材確認票」の提出を依頼すること。

(10) 公共工事

公共工事においては、可能な限り設計に反映させるものとする。ただし、設計上使用できない場合は以下の基準は、適用しないものとする。

ア 資材

品 目	判断基準
再生骨材	コンクリートの塊またはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
高炉セメント	高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
間伐材	間伐材であって、有害な腐れまたは割れ等の欠陥がないこと。 林地残材・小計木等の再生資源以外の場合、原木の生

	産された国または地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切にされていること。
--	---

イ 工法

品 目	判断基準
低品質土有効利用工法	施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。








ウ 目的物

品 目	判断基準
透水性舗装	雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。 *雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

3 その他の物品等について

重点物品等以外の物品等については、「基本方針」に準じたものおよび別表「主な環境ラベル」に掲げる第三者機関等が実施する環境ラベリング制度の認証を受けた環境ラベルが付されているものなど、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

別表(主な環境ラベル一覧)

環境ラベル	特 色	環境ラベル	特 色
 エコマーク	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度	 PETボトル再利用品 PETボトルリサイクル推奨マーク	PETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク
 省エネラベル 制度	省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。基準を達成している製品には緑色、達成していない製品には橙色マークで表示している。	 ENERGY STAR  国際エネルギー プログラム	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク
 間伐材マーク	間伐材を用いた製品に表示することが出来るマーク	 FSC FSC Trademark © 1996 Forest Stewardship Council A.C. 森林認証制度	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」の2種類の認証制度

 グリーンマーク	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク	 牛乳パック再利用マーク	使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマーク
 PEFC 森林認証プログラム	持続可能な森林管理のための基準に則って管理が実施されていることを認証する「森林管理認証」と、木製品や紙製品に関して森林管理認証を受けた森林から生産された木材を原料として一定の割合以上に使用していることがその生産、加工、流通の各段階で検証されていることを第三者が認証する「生産物認証」	 エコリーフ環境ラベル	製品の環境情報を、ライフサイクルアセスメント手法により定量的に表示し、インターネットなどを通じて公開することにより、利用者がグリーン購入に活用するとともに、メーカーが環境負荷のより少ない製品を開発・製造・販売していく動機付けをねらいとした環境ラベル
 エコ・ユニフォームマーク	日本被服工業組合連合会が制定した統一マーク。グリーン購入法に適合していることを示している。	 滋賀県リサイクル製品認定制度	県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、間伐材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「ピワクルエコ製品(滋賀県リサイクル製品)」として認定
 グリーン・プリンティン グ認定制度	印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定する制度	 JOIFA グリーン マーク	社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）が制定した統一マーク。JOIFA 会員企業の製品でグリーン購入法に適合していることを示している。
 再生紙使用 マーク	ごみ減量化推進国民会議（現3R活動推進フォーラム）で定められた、古紙パルプ配合率を示す自主的なマーク。古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。	 バイオマス マーク	生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質および安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品を認定していることを示すマーク。

【用語解説】

- 再生プラスチック : ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなるプラスチック
- ポストコンシューマ材料 : 製品として使用された後に、廃棄された材料または製品
- プレコンシューマ材料 : 製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
- ダストブロワー : ノズルから気体を放出し、パソコンなどの精密機器や家具などに付着した埃を吹き飛ばすスプレー
- 記録用メディア : 方針の対象は、直径12cm のCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM
- 未利用繊維 : 紡績時に発生する短繊維を再生した繊維
- 反毛繊維 : 衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維